

「介護サービス情報の公表」制度への対応について

介護サービスを提供する事業所・施設（以下「事業所等」といいます。）は、提供するサービスの内容や事業所等の運営状況等を、県に報告することが義務付けられています。

また、岩手県では、新たに介護サービスの提供を開始する事業所等に対して、報告内容の確認のため、調査の受審を義務付けております。

具体的な手続きについては、指定情報公表センター・指定調査機関から案内しますので、貴事業所等におかれましては、制度の趣旨をご理解いただき、報告や調査の受審への対応をお願いします。

1 「介護サービス情報の公表」制度とは？

介護保険法に基づき平成 18 年 4 月からスタートした制度で、利用者が介護サービスや事業所等を比較・検討して、適切に選ぶために必要な情報を都道府県が提供する仕組みです。

各事業所等の情報を、厚生労働省が運営する「介護サービス情報公表システム」上で公表することにより、インターネットで、いつでも誰でも気軽に情報を入手することができます。

2 公表までの流れ

岩手県では、毎年度、報告、調査及び公表の時期や対象となる事業所等について、「介護サービス情報の公表に係る報告・調査・情報公表計画」を策定し、お知らせしますので、その計画に基づき、報告や調査の受審への対応をしていただきます。

(1) 報告

事業所等は、提供するサービスの内容や事業所の運営状況等を「介護サービス情報公表システム」に入力し、報告します。

報告は、県が指定する「指定情報公表センター」が受け付けます。

《指定情報公表センター：公益財団法人いきいき岩手支援財団》

(2) 調査

報告内容の確認のため、事業所等は調査を受けます。調査を受けるのは、事業所を開設した時と、その後、概ね 6 年に 1 回です。調査は、県が指定する「指定調査機関」が行います。

《指定調査機関：特定非営利活動法人いわての保健福祉支援研究会》

(3) 公表

調査結果を踏まえて、指定情報公表センターが報告内容を確認し、公表します。



3 報告（公表）・調査の受審が義務付けられている事業所等

区分	報告（公表）	調査の受審
新たに介護サービスの提供を開始する事業所等	○	○
前年の介護報酬総額が 100 万円を超えた事業所等	○	○（概ね 6 年に 1 回）
前年の介護報酬総額が 100 万円以下の事業所等	不要	不要

4 手数料

- 報告（公表）に伴う手数料（公表手数料） 7,200 円（支払先：指定情報公表センター）
- 調査受審に伴う手数料（調査手数料） 26,000 円（支払先：指定調査機関）

◆「介護サービス情報の公表」制度について、詳しくはこちらをご覧ください◆

- 介護サービス情報公表システム

<http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/03/index.php>



- 岩手県保健福祉部長寿社会課ホームページ「介護サービス情報の公表について」

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyuu/fukushi/kaigo/jigyousho/1003732.html>

このチラシに関するお問合せ先はこちらです。

岩手県保健福祉部長寿社会課 介護福祉担当 TEL：019-629-5441（直通）

